



広報

まっかり

2019
4
No.620

卒業おめでとう！！
新しい環境でも
まっかりっころしく！！



笑顔咲く
ふれあいの村 まっかり



- 発行／北海道虻田郡真狩村
〒048-1631
北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地
TEL 0136-45-2121(代) FAX 0136-45-3162
<http://www.vill.makkari.lg.jp>
- 編集／総務企画課企画調整係
- 平成 31 年 4 月 10 日発行

平成31年度 村政執行方針

真狩村長 佐々木 和見

村政執行の基本姿勢

私は、村長として4期目の折り返しの年、3年目を迎えています。改めて初心にかえり「真狩村の確かな未来のために」を念頭に置き、平成31年度当初予算を編成して、本定例会を迎えております。

大戦と復興の激動の昭和から平成へと時は流れましたが、「内平らかに外成る」平成も元号制定時の期待をよそに阪神淡路大震災、東日本大震災、そして昨年北海道を襲った胆振東部地震の発生や豪雨災害等大きな自然災害が相次いだ時代となりました。

災害の爪跡は、各地に未だ残っておりますが、復興のために多くの人々の絆が結ばれ大きな力となり、困難を乗り越える底力を発揮し、延べ数百万人と言われるボランティアも復興のための大きな支えとなりました。

あらゆる困難に直面して

も、その度に人々が助け合い、力を合わせることで乗り越える術を培った時代と思うと同時に、この精神は地方創生が叫ばれる中、地域住民と行政との「協働のまちづくり」に大きく活かされるものと思っております。

本年5月からの新元号が平穩無事に営まれる時代であることを祈る次第であります。

年明けの第198回通常国会における安倍内閣総理大臣の施政方針演説では、「全世界社会保険への転換」から「戦後日本外交の総決算」まで4章16項目が述べられております。

地方創生については、安全でおいしい日本の農産物にも海外展開の大きなチャンスが広がり、農林水産品の輸出品標1兆円も手の届くところまできており、素晴らしい田園風景や伝統あるふるさとを

くり、我が国の国柄を守ってきたのは、全国各地の農林水産業です。農こそ、国の基であって、若者が夢や希望を持って飛び込んでいける「強い農業」をつくり、平成のその先の時代に向かって、若者が自らの未来を託すことができ「農林水産新時代」を皆さんとともに築いていこうと呼びかけております。本村の基幹産業は農業であります。ここ数年、農業後継者の就農も続き、農地の流動化、担い手への集積もスムーズに進んでおり、大変喜ばしい限りであります。

昨年の真狩村の農業生産額は厳しい気象条件下での営農となりましたが、一昨年を上回るように農協の扱い高と聞いており、本村農業の盤石な経営基盤の構築と農業者のご努力に敬意を表するところであります。

その地域に健全な産業の存在、確立ができれば、地域の

疲弊も抑制でき、地方の輝ける未来を切り拓く、まさしく地方創生を成し遂げることが出来るものと思っております。更に農業農村整備事業の推進に取組んでまいります。

さて、地方創生人口ビジョン総合戦略の策定から5年目に入り、本戦略の最終年を迎えました。日本社会において少子高齢化人口減少が急激に進む中、1億人の人口を維持するべく、各自自治体が人口減少を緩やかにするとともに、都市から地方への人の流れを推し進め、地方の輝ける未来を切り拓くことが地方創生と言われています。

平成31年1月末の住基ネット上の数値の後志管内町村の状況は、89516人と前年同期比1565人が減少しておりますが、外国人登録人数は3558人で575人の増となっております。そんな中であって、管内では真狩村12人、赤井川村6人、二セコ町

4人の3町村が転入数超過となっており、二セコ、キロ口、ルスツそれぞれのリゾート地の認知度の向上による影響も大きいと思うところであります。

今後におきましても、人口2000人の村の維持を目指し、子育て支援の充実、住環境の整備を図りつつ移住者の皆さんを始め、村民一人ひとりが、安心・安全で心身の健康を育むことができるよう、ふるさと真狩の躍進のために、そして開基125年目に入った真狩村の次世代を担う子ども達が、輝かしい未来に向かって羽ばたけるよう皆さんとともに精励していく所存であります。

行財政について

■ 財政の現状と予算編成について

国内経済は、アベノミクスの推進により、企業収益は過去最高を記録するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環が実現しつつあり、今後においても景気は緩やかに回復することが見込まれておりますが、地方ではその効果が実感できていないのが現状であります。

国の財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累積が見込まれるなど、引続き、厳しい財政状況にある中、国は、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指し、持続的な成長経路の実現に向けて、高齢者から若者まで一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取組むとしています。また、希望出生率1.8、介護離職ゼロの

実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に向かつていくなどの基本方針を示しており、新たな施策や事業の成果が実り、活力ある社会へと変貌する事を強く望むものであります。

こうした中、本村でも、国の経済対策の動向に十分注視するとともに、社会経済情勢の変化に柔軟かつスピード感を持つて対応できる行政運営を進めていかなければならないと思うところであります。

本村の平成31年度予算であります。一般会計と5つの特別会計を合わせた予算総額は、33億7475万2千円となり、対前年度比6.4%の減となっております。一般会計予算は、27億3385万9千円となり、対前年度比7.1%の減となりました。

一般会計の歳入では、村税で、給与所得、営業所得等について、これまでの実績を踏まえた税収を見込みました

が、基幹産業である農業所得は、人参や馬鈴しょなどの市場価格が堅調に推移し、前年を上回る農業粗生産額となつたことなどを勘案し、前年度から400万7千円増額の課税標準額2億242万6千円を見込みました。収入割合が49%を占める地方交付税は、実績と国の動向などを勘案し、前年度から1700万円増額の13億3700万円を見込んでおります。また、不足する財源については、財政調整基金や公共施設整備基金などの基金を3億6612万7千円取崩して補填し、収支の均衡を図りました。

歳出では、教育費で、真狩小学校ポイラー更新工事や学校ICT推進事業委託などにより1億1549万9千円の増額となりましたが、商工費で、まっかり温泉3号井掘削及び施設整備工事の完了などにより94338万4千円の減額、土木費で錦b団地の公営住宅建設工事の完了などにより2億4328万9千円の減額となり、総額で前年度を7.1%減額する予算編成としました。

本村の限られた行政資産や

財源の有効活用を図りながら、真狩村総合計画や真狩村過疎地域自立促進市町村計画など、各種計画に基づく施策を着実に実現するとともに、行政全般にわたるコスト意識を一層高めながら、経費の節減による予算の執行と村税をはじめとする収入の的確な確保を図り、安定した財政基盤の維持に努め、地方創生に対応した行政事務などのサービス向上に努めてまいります。

■ 安全で安心な村づくりについて

近年は、異常気象の影響や大地震により災害がいつ起きるかわからない状況となっております。防災対策につきましても、前年度に修正した真狩村地域防災計画に基づき、行政と住民が一体となって行動できるような防災意識の高揚を図りながら防災体制を整えてまいります。

住民へ防災情報を伝達する防災行政無線については、2年間で更新工事を行っておりますが、本年度は各家庭に設置している戸別受信機の交換などを行い、迅速かつ確実な防災情報伝達の推進を図りま

す。また、昨年発生した北海道胆振東部地震の影響により北海道全域で停電が発生し、道民生活や地域経済に大きな打撃を与えましたが、停電の長期化に備え本年度は、災害対策本部となる役場庁舎に自家発電設備を設置し、災害時の業務継続性確保に努めます。また、次年度以降も拠点的な避難所となる公民館や保健福祉センターにも計画的に自家発電設備を設置し、避難所開設時のスムーズな運営に努めます。

消防・救急業務については、地域の安全・安心を守るため、火災防勢に万全を期す地域消防力の向上を図ってまいります。また、地域住民の最も身近な存在である消防団については、団員定数を確保しながら必要な安全装備品の整備を進め、現場活動の向上と活性化に努めてまいります。

交通安全・防犯対策については、悲惨な交通事故を撲滅するため、村民の交通安全意識の啓発に努めるとともに、村民参加による交通安全運動を推進するほか、関係機関と連携しながら、本年度も引続

き各種取組を推進してまいります。また、犯罪防止に努めるため、犯罪抑止効果が高いとされる防犯カメラを市街地に計画的に設置したいと考えており、本年度は小学校前の道道沿いに設置いたします。

消費者行政については、消費者を騙す悪質な商法が年々巧妙化する中、本村を含め周辺7町村で設置した「よくていい地域消費生活相談窓口」において、住民からの苦情処理のためのあっせんや相談に応じております。今後も消費者行政活性化基金を活用しながら相談窓口の維持、充実に努め、消費者の安全・安心を確保するための消費者行政に積極的に取組んでまいります。

■行政諸事務について

本年度は、知事・道議会議員選挙及び村議会議員選挙の統一地方選挙や第25回参議院議員通常選挙が実施されます。選挙事務の適正な管理執

行に努め、投票票事務作業がスムーズに行えるよう、公正な選挙事務に万全を期してまいります。

社会情勢の急速な変化に伴い、行政における課題も複雑かつ多様化しており、柔軟かつ弾力的に判断決定できる体制の構築が求められています。各種職員研修への派遣や人事評価制度の充実により、職員の意識・能力の向上及び組織の活性化に務めながら行政サービスの向上を図ります。

村民の皆様とともに進める「協働の村づくり」には、情報の共有化は重要であり、開かれた村民本位の行政をより推進するため、村政懇談会や村政推進会議などを通じて、広く村民の意見を行政施策に反映させるとともに、村広報紙の充実や村ホームページ等を有効に活用し、行政情報の提供などに努めてまいります。

強い農業づくりと豊かな農村を目指して

昨年を振り返りますと、6月に入ってから記録的な低温、日照不足、6月下旬以降

の長雨、7月上旬の大雨などの影響で出来秋が心配される年となりました。9月5日の

台風21号は、作物の倒伏等の被害をもたらし、翌日に発生した北海道胆振東部地震により1日から2日間ほど停電が続き搾乳等にも影響がございました。昨年の収量は、総じて前年を下回る結果となりましたが、青果品目については、品薄状態が続いたことから価格面では良い推移を辿る結果となり、農業粗生産額は前年度を上回りました。

さて、農業・農村を取り巻く国際情勢は、農畜産物の自由化を行う環太平洋連携協定(TPP)、欧州連合との経済連携協定(EPA)が相次いで発効するなど重大な局面を迎えています。

一方、国内においては、昨年11月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業の成長産業化に向けて、スマート農業による新技術の実証・普及、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約の加速化を推進することとしています。こうした国の動きに的確に対応した取組を進めてまいります。

地域共同で行う農地、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援する「多面的機

能支払交付金事業」、農業の持続的な発展と農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全の効果の高い農業生産活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金事業」、農業経営の発展・改善のため、融資を活用して農業機械等を取得する場合の自己負担額に助成する「経営体育成支援事業」について、引き続き取組んでまいります。

ICTを活用した農業分野への取組については、引き続きGPSを活用している方をモニターに委嘱し情報収集を行い、導入について検討している方々へ情報提供を行い、GPSガイダンスシステムの普及に向けた支援を行ってまいります。

農業・農村が持続的に発展していくためには農地の整備を計画的に実施することが必要であります。過去に国営、道営事業による農地整備を進めてまいりましたが、未整備地区の農地が点在しており、農地の流動化が進み担い手に集積がなされていますが、大型農業機械の導入が進むなか、作業効率が十分に図られ

ていない状況にあります。傾斜や排水の改良などの整備が必要となっていることから、道営事業の「水利施設等保全高度化事業」に取組んでまいります。

酪農・畜産については、乳牛の資質の向上に向け、よい乳牛検定組合運営事業補助を行います。また、村営美原牧場についても、引き続き指定管理者による健全で効果的な管理運営を行ってまいります。

林業については、「未来につながる森づくり推進事業」を活用し、民有林整備の支援を行ってまいります。村有林においても、植栽、下刈事業を実施し適切な森林施業に努めてまいります。森林の有する多面的機能を発揮するために、計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備が行われていない箇所があります。そのため、地域住民による森林の手入れ等の共同活動に取組む「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」を支援してまいります。

エゾシカ、アライグマ等の

鳥獣による農業被害防止対策については、国の補助制度「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」を活用して捕獲活動に取組んでまいります。わな免

許取得に係る経費、侵入防止柵等の購入費に対して、引続き助成を行い野生鳥獣による農業被害の防止軽減に努めてまいります。

魅力ある地域づくりと商工観光の推進

平成23年度スタートの「第5次真狩村総合計画」に基づき、村では「笑顔咲く ふれあいの村 まっかり」を目標に各種事業を進めております

が、残すところ2年で計画の終了を迎えます。総合計画の策定については、平成23年の地方自治法の一部改正をする法律の中で、地方分権改革推進計画に基づき、市町村基本構想の策定義務が廃止となり法的な策定根拠がなくなりま

したが、村の最上位計画であり従来からの総合的かつ計画的な行政運営を示すものであることから、村民の皆様にもちづくりの長期的な展望をご理解いただくためにも、今回新たに条例を定め、次期第6次真狩村総合計画を作成するための準備を進めていくこととしていきます。

「真狩村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦

略」も最終年の5年目を迎え、それぞれの達成率の検証を進めながら、目標達成のための施策に取組んでまいります。

昨年引続き、「しりべし」まち・ひと・しごと」マッチングプランと連携し、夏場の労働力不足の緩和に努め、フラワーセンター敷地内にある研修センターを働き手の宿泊施設として活用を図ってまいります。

信など様々な地域協力活動を行いながら、除隊後の本村定住へと結びつく活動を担っていただきます。

国内経済は各種政策の効果もあつて、緩やかに回復傾向となつていますが、商工会は会員事業者のパートナーとして多種多様な支援を行うことと、また地域に根ざした住民生活に貢献していく使命をも持っています。依然として会員の高齢化や後継者不足が進んでおり、これらを充分に果たすことが困難な状況にあります。

村では創業支援事業を創設しこれまで6件の新規創業者が開店をし、少しずつではありますが賑わいが見えつつあります。真狩村小規模企業振興基本条例に則り、地域社会の発展に資するべく、本年も引き続き、新たな創業者の支援を行うこととしており、商工会においても本年新たに小規模事業者持続化補助金の実施により既存商工業者の支援を行ってまいります。

さらに本年度より導入される消費税の引上げに伴い地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施さ

れる、国のプレミアム付き商品券事業に伴い、商工会独自に消費喚起プレミアム商品券発行事業を創設し村民全員を対象とした取組を行います。

経済の持続的な成長と活性化のためには、中小事業者の育成・強化が必要であり、商工会の運営、会員の経営改善普及事業や活性化推進、研修等の事業、毎年恒例のお盆お楽しみ祭り事業、まっかりバル街事業についても、より一層のコミュニケーションが図れる場との位置づけから補助を継続してまいります。

商工会ポイントカード会の販売促進事業等の商工業活性化事業に対しても補助を継続してまいります。

観光については、外国人観光客の増加に伴い英語版観光パンフレットの配置や道の駅内における案内業務や観光情報の発信・村のPRを継続して行います。

観光協会においては、現在進めているレンタサイクル事業の充実を図り、自転車による村内観光スポット周遊を楽しんでいただき、多様化する観光ニーズへの対応を行うべく案内板のリニューアルや観

光協会ホームページでのリアルな観光・村情報の発信に取組んでまいります。

フラワーセンターについては、引続き姉妹都市交流を兼ねた特産品の販売やふるさと納税の返戻品の取扱いなどに合わせ農産物の売上増加に努めてまいります。各種イベントを積極的に実施することにより、真狩村のPRとともに道の駅としてのホスピタリティの向上に取組み、入込数の増加に向け努めてまいります。

羊蹄山自然公園については、近年自然との共生を求めるキャンプ愛好者が増えており、学校教育の場としての利用もされております。今後においても真近に羊蹄山を眺望でき、そのすそ野を取り巻く自然公園という好条件において、幅広い年齢層の方々の利用者の増加をめざし、公園の活性化を進めることとしてまいります。

暮らしと生きがいのための地域共生社会の実現

住民一人ひとりの暮らしと生きがいのためには、誰もが健康でそれぞれが役割を持ち、お互いを配慮し存在を認め、つながりがある地域社会を共に創っていくことが必要であります。

村では、生活習慣病対策として健康診査・検診などの保健事業を継続し実施していきます。がん、循環器疾患、糖尿病、たばこによる慢性閉塞性肺疾患等は、生活スタイルと日常習慣の改善により克服できる疾病であることから積極的な保健指導を実施していきます。

母子保健では、助産師の訪問により産後4月未満の母親の身体的回復や心理的安定の支援と具体的な育児指導など、母子とその家族を支える産後ケア事業を実施するとともに妊婦学級等や離乳食訪問指導などの保健指導事業のほか、相談支援として保健師、栄養士、助産師等の専門職が育児の不安や悩みを傾聴する産前産後サポート事業の拡充を図ってまいります。また、不妊治療・不育症治療費に対

する助成事業を継続していきます。

俱知安厚生病院の旧棟改築整備計画については、事業費約30億円が予想されていることから、北海道厚生連と山麓7町村長で医療機能検討協議会を開催して検討を進めているところです。この旧棟は昭和45年より増築された老朽化が著しい建物であり、震度6強以上の地震で倒壊の危険性が指摘され、災害拠点病院として医療の確保及び患者の受入が出来ないと公表されています。

地域における俱知安厚生病院の必要性と役割は十分に認識されていますが、町村財政が厳しい現状では計画規模の見直しや経費の圧縮も協議しなければなりません。いずれにしても、俱知安厚生病院は本村にとってへき地拠点病院としての2次医療圏を担う基幹的医療機関であることから時間をかけ、本年12月を目途に帰結に向けて住民、議会の皆さんのご理解をいただけるよう進めてまいります。国の自殺対策基本法が改正

され、第1期真狩村自殺対策計画を策定いたしました。自殺は個人の問題ではなく、社会の問題として認識をしていかなければなりません。村では、生きることを阻害する要因を減らし、社会全体で自殺リスクを低下させるため、基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現する村」と掲げ自殺対策を推進していきます。

廃止する旧食品リサイクルセンターは、設備等の一部修繕の後、貸し倉庫として活用したいと考えており、貸付条件や料金等具体的な規則について整備をしてまいります。

羊蹄山麓環境衛生組合では、真狩村・ニセコ町エリアでし尿収集・運搬を行うバキューム車の老朽化が著しいことから、車両更新を行うこととします。両町は車両更新事業補助要綱に基づき、事業費をそれぞれ負担することになります。

少子高齢化社会・核家族化の進展に合わせ、誰もが地域で自立した生活を送るため、地域における支援体制の確立が求められています。地域福祉を推進する人材の確保・育

成が重要であり、関係団体などとの連携を通じて、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めてまいります。

障害者福祉については、障害のある方が、住み慣れた地域で自立した社会の一員として、生きがいをもち安心して生活ができるよう、地域活動支援センターなどの地域の社会資源も有効に活用し、引き続き障害福祉サービスの提供や地域生活支援の充実を図りながら、「第5期障害福祉計画」に基づき、障害の有無に関わらず、全ての人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

児童福祉については、全ての子どもが健やかに成長できる社会を目指し、「真狩村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、引き続き子育て支援の推進を図り、子ども一人ひとりの状況や発達に応じた支援を行うとともに、関係機関との情報等を共有しながら、子どもの健全な育成に努めてまいります。

認定こども園まっかり保育所では、就労や疾病等で家庭保育ができない1歳児から2

歳児に対しては保育所としてのサービスを行い、3歳以上の子ども達には幼児教育を組込み、一体的に心身ともに健康な子どもの育成に努めてまいります。また、子育て家庭の経済的負担の軽減と定住・移住者の積極的な受入の推進のため、55%削減する利用者負担額の特例を継続いたします。

一時預かり事業や子育てをしている若い世帯の相互交流の場、子育て相談、情報提供、各種講座の開催や助言などの援助を真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」を拠点として、家庭や地域との連携を図りながら子育て支援の充実に努めてまいります。

国民健康保険事業では、国が今年度も保険料賦課限度額を96万円まで引上げることが決定していますが、村では限度額を93万円といたします。これに伴い5割、2割軽減の対象所得範囲を拡大するため、軽減判定所得の算定金額を引上げることとします。昨年からは国保事業は北海道が財政主体であり、村も協力しながら引き続き健全な財政運営を目指してまいります。

高齢化が急速に進む中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、さらには認知症など様々な状態にある方への支援の充実が求められています。

このため、平成30年度から平成32年度を計画期間とする「第7期高齢者福祉計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉の関係機関と連携しながら地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの推進、介護予防、日常生活支援総合事業の推進に努めてまいります。

福祉バスの運行事業については、停留所の増設、運行時間及び地区の運行回数が増便などの見直しを行うことにより、利用者の利便性の向上を図ってまいります。また、高齢者の運転による交通事故の防止を図るため、運転免許証を自主的に返納された方を対象としたタクシー利用助成を行うことにより、高齢者の日常生活における移動手段の確保と交通事故の抑制に努めてまいります。

安全・安心な社会資本の整備

村民の皆様の安全で安心な暮らしを実現するために公共施設の効率的な管理と計画的な整備を進めてまいります。

村道の整備については、幹線道路及び生活道路を中心に整備を進めております。路面の損傷が激しい路線は、日常の通行に支障のないよう整備を進め、安全確保に努めてまいります。また、老朽化した橋梁の点検調査を計画的に進めるとともに、長寿命化に資する補修設計業務委託及び補修工事を実施いたします。

除雪事業は優先課題であることから、村道及び生活道路の除排雪を徹底するとともに、冬期間の安全な交通確保と快適な生活環境を守るため、効果的な除排雪に努めてまいります。

公営住宅については、計画に基づき、見晴団地4棟12戸の取壊しを実施いたします。また、既存公営住宅の屋上防水・外壁改修工事や屋根塗装工事などを行い、長期的活用や住宅環境の改善を図り、入居者からの要望に適宜対応してまいります。

ふれあい広場のパークゴルフ場については、健康増進、憩い、交流の場として、利用されておりませんが、当施設の入込数は、年々減少している状況にあります。本年も入込数の増加に向け、魅力ある事業の展開により、利用者の確保を図ってまいります。

移住・定住対策として、新たな宅地を村民及び移住・定住者に提供するため、前年度から実施しているひかり団地造成事業については、宅地9区画と村道1路線の整備を実施し、完了します。

簡易水道の整備については、施設設置後、年数が経過した配水施設や配水管について、計画的に整備し、今後、施設等の適正な維持管理を行いながら、安全な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業については、長寿化計画及びストックマネジメント計画に基づき、老朽化の進展状況を考慮し整備を進めてまいります。今後、浄化センターや管渠等の適正な維持管理を行いながら、快適な生活環境の向上と公共水

域の水質保全に努めてまいります。

教育条件整備で人づくり

■学校教育の推進

小・中学校においては、どのような社会になろうとも、未来に生きる確かな資質・能力を身につけ、夢や希望に挑戦し、思いやりがあり、ふるさとに誇りを持ち続ける心と体を育む教育を進めてまいります。

新学習指導要領の円滑な完全実施に向けた教育環境整備として、各学校へ1学級分のタブレットパソコンを設置するなど、ICT環境の整備を行うとともに、外国語教育については、平成31年度も英語学習講師（ALT）を2人体制として、保育所、高等学校を含めた英語教育の充実を図ってまいります。また、学習や生活の面で支援を必要とする児童生徒のサポート充実のため特別支援学級を設置するとともに、平成31年度より真狩小学校への特別支援教育支援員を1名増員して配置します。

高等学校においては、開設

から7年目を迎える「有機農業コース」「野菜製菓コース」

の取組の定着を図るため、生産から販売までを行う6次産業化を進める中で、ボランティア・イベントへの参加、各種販売実習を通して地域への貢献、村のPRなどに努め、地域に愛される高校を目指すとともに、農業の知識を持つ、食のスペシャリストとして社会に貢献できる人材の育成に努めてまいります。また、真狩高校に通学する生徒だけではなく、村外の高校に通学する村内在住の高校生に対し、通学定期券購入費の2分の1以内を助成し、保護者の負担を軽減することにより、多様な教育を選択できる環境の整備を進め、将来を担う人づくりに取組んでまいります。

教育環境整備においては、児童生徒、教職員が安全で快適な学習や生活が送れるよう施設・設備等の充実に努めてまいります。教員住宅改修工事、真狩小学校ポイラー更新

工事、真狩高等学校煙突改修工事、寄宿舎給水設備改修工事などの施設整備のほか、小学校への実物投影机、中学校への光学台など教材・一般備品の整備を行ってまいります。

■社会教育の推進

社会教育の推進については、現状と課題を踏まえ策定した第9期社会教育中期計画（平成30年～平成34年）の目指す姿である「住民が笑顔で集い、つながり、行動する真狩村」の実現に向け、計画に

基づき各種事業を展開し、生涯学習活動推進や芸術文化、スポーツの振興を図ってまいります。

冬季スポーツの推進については、新たに小・中学生を対象とし、近隣スキー場のシーズン券への一部助成を行います。また、村営プールの運営については、施設の老朽化などにより改修の時期を迎えており、今後の運営体制について協議・検討が必要となっているため、村営プールの使用を休止する中、今後の方向性を模索してまいります。

むすび

平成31年度予算編成にあつては、前年度に続き、3億円超えの基金を繰入れ、収支バランスを図っております。国は引き続き、1000億円の地方創生交付金で支援をすると言ふものの、その内容は不透明であります。

本年度は、地方の財政力強化のため森林環境税、特別法人事業税の創設がなされますが、町村への交付額は些少であり、何よりも地方交付税の安定的な確保が必要と強く思

うところであります。このことについては、全国の町村相互の連携をより強固なものとし、国に対し、地方交付税総額をはじめとする一般財源の総額が確保されるよう強く求めてまいります。

来年2020年は、東京オリンピック・パラリンピック開催の年であり、日本は、開催国として重責を果たさなければなりません。このオリンピックを通して大きな感動に浸るとともに新たな躍動を

期待するところであります。長時間労働の禁止、パワハラ・セクハラの防止等「働き方改革」の下、誰もが働きやすい職場づくりに務め、本年度も職員ともども頑張つてまいりますので、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年度 教育行政執行方針

少子高齢化の進展、情報化やグローバル化が加速度的に進み、超スマート社会、Society（ソサエティ）5.0とも言われる新たな時代を迎える中で、社会構造は急速に変化し、同時に教育を取り巻く環境も大きく変化してお

ります。

これからは、これら変化に対応し、そして変革する時代をリードし、さらには、新しい価値を創造することができ、次世代を担う人づくりが教育行政に求められております。

そのためには、一人ひとりが、自分を律しつつ、他人を思いやる心を持つとともに、豊かな自然や地域環境、地域の人々と積極的に関わり、身近な課題に主体的に働きかける行動力と、どんな社会になろうとも、たくましく生きて

いく力が必要とされます。将来に向けたビジョンを持ち、これらの実現に向け、関係機関との連携をより一層深め、充実した質の高い教育を目指してまいります。

教育長 藤澤 祐二



学校教育

■小・中学校教育

変化の激しい時代を生きて

いくため、子ども達には、基礎的な知識や技能を習得させ、課題解決に向けた必要な思考力、判断力、表現力などの能力や主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、多様な価値観・個性を伸ばし、子ども達一人ひとりの能力や可能性を最大限に引出すことは、学校に与えられた重要な責務と考えております。

子ども達には、どのような社会になろうとも、未来に生きる確かな資質・能力を身につけ、夢や希望に挑戦し、思いやりがあり、ふるさとに誇りを持ち続ける心と体を育む教育を進めてまいります。

新たな学習指導要領が告示され、移行期2年目を迎え、円滑な完全実施に向けましては、教育環境整備が重要と考えております。

社会に開かれた教育課程の推進、指導体制の確立、教職員の管内外及び校内研修の充実に加え、先行した授業の実践を進めるとともに、各学校

へは1学級分のタブレットパソコンの設置などICT環境の整備を進めます。

また、新たな学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」が求められております。そのためには、基礎学力の習得や学習意欲の喚起、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、種々体験・経験を通して人間性の涵養に努めることが重要です。

「全国学力・学習状況調査」「ほっかいどうチャレンジテスト」「教科用テスト」などに取組む中で、学習内容の定着状況の把握や家庭での生活規律の指導にあわせ、反復演習や長期休業中の補習、振り返りの授業など、学力向上を図ってまいります。

さらに、様々な問題に対応できる素養を身に付けることができるよう地域の活力・素材を活用した体験的で探求的な学習を進めていきたいと考えております。

子ども達の心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進のため、運動、スポーツは欠かせないものと考えておりま

す。

部活動、スポーツ少年団活動を通して、運動ができる環境を設け、目標を持った教科体育の充実、規範的な生活習慣を育む健康教育を推進してまいります。

教育の根源である「読む力」を養うことは、重要なことです。関係機関・団体との協力・連携により、図書室の充実や読み聞かせ、移動図書、フリー図書棚の設置など読書活動の推進を図り、本に親しむ環境を整備してまいります。

将来を担う子ども達の確かな成長を願い、保護者、地域の人たちの協力を得る中、学校・家庭・地域が一体となった、多様な学びの場を提供し、子ども達を育てていく体制づくりを構築してまいります。

■高等学校教育

社会人として自立して生きていく能力を養い、将来の目標を定め、その進路を方向付ける高等学校教育は、生徒一人ひとりの目指す人生を選択する、重要な役割を持つております。

真狩高校は、本村の基幹産業である農業を基軸とする

中、「有機農業コース」「野菜製菓コース」への改編から6年が経過し、4期目の卒業生が旅立つところであります。これからも農業と食を中核とした産業人の育成を図り、地域や関係機関と密接に連携

した特色ある教育を展開しながら、農業を支える持続可能な人材育成に努めてまいります。

実験実習における農産物の生産から流通販売までの過程の中で、「有機農業コース」の生徒が、学んだ技術・知識

を駆使し、有機栽培や環境に配慮した安全で安心な農産物を生産し、その生産物を「野菜製菓コース」の生徒が、スイーツとして加工・商品化・販売を行う『6次産業化』を

目指し、これらを通じてコミュニケーション能力や探求心・研究心を高めていくなど、生徒一人ひとりの個性を尊重し、その個性を伸ばすため、「育成したい生徒像」「身に付けさせたい資質・能力」を意識した教育課程を推進します。

進路指導については、インターシップや企業見学などの体験学習の充実により、勤

労観や職業観の育成に努め、進路相談・保護者懇談会を通して、生徒・保護者・教師の三者による進路情報・意識を共通し、きめ細やかな進路指導を実践してまいります。

さらに、ここ数年、進学する生徒が増加する中、平成31年度から実施されます「高校生のための学びの基礎診断」を活用する中で、生徒の弱点を克服すべき指導方法の充実や基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ってまいります。

少子化による生徒の減少が進む中、生徒募集への対策は重要なことと考えております。管内外の中学校訪問・説明会の開催、ホームページ及びFace book（フェイスブック）などを活用し、校内での行事・活動などを広く村内外へ情報を発信してまいります。

保護者及び地域から信頼される高校を目指し、家庭訪問や父母懇談会など丁寧な対応により、保護者との密接な連携を深めるとともに、社会に開かれた教育過程を推進するため、地域創生への取組、村の行事への参加をはじめ、学

校開放講座、ボランティア活動などを通して、関係機関と連携し、目標やビジョンを共有する中、教育活動を展開し、地域に愛され、地域に根ざした高校づくりを進めてまいります。

また、真狩高校に通学する生徒だけではなく、村外の高校に通学する村内在住の高校生に対し、通学定期券購入費の2分の1以内を助成し、保護者の負担を軽減することに より、多様な教育を選択できる環境の整備を進め、将来を担う人づくりに取り組んでまいります。

■特別支援教育

児童生徒の能力や可能性を伸ばし、自立し、社会参加が図れるよう、一人ひとりのニーズに応じる専門性の高い教育が求められております。子どもの発達・成長過程は、個々様々であり、その個性に相応する指導が必要とされており、生活や学習上の困難を克服できるよう、平成31年度より特別教育支援員を1名増員し、小学校3名、中学校2名を配置する中で、子ども達への支援に努めてまいります。

す。

また、乳幼児から高校生までの切れ目のない支援体制を目指し、平成30年度に組織した「教育支援委員会」の機能を充実し、常に連携を密にした情報の共有化を図り、継続的かつ早期に向けた対応に取組むとともに、関係者及び保護者の理解を深めるため、研修会・講演会の開催を計画しているところです。

多様な学びの場や機会を通して、個々を尊重し支え合い、子ども達の多様なあり方を相互に認め合える共生社会の形成に向けた取組を進めてまいります。

■小・中・高等学校の連携

学校間における児童生徒及び教職員間の交流を通じ、連携を深め、相互に研鑽し合う環境づくりは、これからの教育に必要かつ重要なこととして考えております。

小高連携による「大豆学習」、小中及び中高連携による「出前講座」、小小連携による「合同授業」、小中連携による「総合的な学習の発表交流」など相互に学び、体験し、交流する連携事業として

引き続き取組むとともに、新たな連携を模索してまいります。

また、真狩村教育研究会を通して、教職員間における授業研究や授業参観などの交流を進め、これから順次、完全実施される新学習指導要領への対応を図るなど資質や能力を養ってまいります。

■食育の推進

健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには子どもから成人、高齢者にわたる生涯を通じた食育を推進することが重要です。特に知育・徳育・体育の基礎となる食育は、児童・生徒の成長には、必要不可欠なものと考えております。

その中で、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける大切な「食育の場」としての学校給食は大きな役割を果たしております。

地元農産物を取り入れた献立にあわせ、地場産品、特産品を活用した「給食週間」を実施するとともに、食物アレルギーを持つ児童生徒には、保護者との面談を通じ、代替となる給食を提供するなど、

日常の給食を通じ、食育の推進に努めてまいります。

また、栄養教諭による食育授業を通じ、食に対する感謝を深め、健全な食生活を実践するとともに、自然や社会との関わりの中で食糧の生産から消費の循環を意識し、多くの関係者により食が支えられていることを学ぶ場として取組んでまいります。

■安心で安全な教育環境づくり

子ども達の安心で安全な教育環境づくりは、重要なこととして認識しております。

登下校の見守り体制の充実、学校施設の安全への整備など「学校支援地域本部事業」との連携により、地域全体で見守る体制づくりの構築にあわせ、学校施設の改修・修繕や災害時における通信用の電源確保、通学路の安全確保に向けた整備を進めてまいります。

いじめを「しない」「させない」「許さない」の強い意志を持ち、どの子にも生じ得ることを認識し、いじめが起きない学校・学級経営に努めてまいります。

日常の見守りを通じ、状況を把握するなど細かい目配りを行うとともに、いじめアンケートを実施する中、兆候・疑いが生じたときは、速やかに対応し、早期発見、早期解消に取組んでまいります。

また、いじめ、不登校などの問題に対応するため、スクールカウンセラーを定期的に派遣し、相談体制を充実するなど学校・保護者・児童生徒への支援体制の充実を図ってまいります。

■学校の働き方改革の推進

教員が子どもと向き合う時間を確保し、健康で生き生きと授業に集中し、児童生徒の学びの質を高め、やりがいを持って勤務できる環境づくりは、喫緊な課題の一つです。

これまで、平成30年度に策定した「真狩村立学校における働き方改革（行動計画）」を進めてまいりましたが、新たに国・道が示す「部活動のあり方」「教員の働き方改革」に関するガイドラインや指針に基づき、各学校の要請を踏まえ、保護者や関係機関・団体などのご理解とご協力を得る中で、国・道に準じた改正

に向け、協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

また、生活の基盤である教

社会教育

生涯学習の振興

誰もが生涯にわたって豊かで生き生きと暮らし、お互いを認め支え合い、活力ある社会を持続可能とするために必要は、生涯にわたって学び続けることが、重要なことと

考えております。

そのためには、村民の皆様が積極的に学ぶ意欲の高揚にあわせ、学ぶための環境づくりが必要と

各地区で展開されている生涯教育振興会（学習会）のより一層の活動を期待するとともに、支援体制、時代に即応した情報の提供などの充実を図ってまいります。

また、少子高齢化、個々の多種多様なニーズ、生活形態・嗜好が多様化している中で、社会教育の推進は、難しい状況を迎えておりますが、活性化に向けた創意工夫と指導

職員住宅の改修、ストレスチェックの実施など教職員の健康に配慮した取組もあわせて進めてまいります。

者・リーダーの育成は重要なこととして考えております。

村民の皆様の要望、ニーズに沿ったイベント、セミナー、講習会などの開催にあわせ、積極的に取組んでいる組織・団体への協力・支援に努めてまいります。

生涯学習を通し、少子高齢化や人口減少など直面する課題の解決や地域活性化に向けた学習、青少年教育や家庭教育など地域・学校・家庭が連携した事業の推進を図ってまいります。

芸術文化の振興

心豊かで、潤いのある生活を営むためには、郷土の自然や人間、社会、文化、産業などに触れ合う機会を充実するとともに、豊かなふるさとの心を受け継ぐことが重要と考

えております。

そのためには、芸術文化に親しむ機会の提供や文化財の

保護・保存は重要な責務と考えております。

文化団体の協力を得る中、文化祭・芸能発表大会などを開催し、芸術文化を親で、親しむ場を提供してまいります。

また、真狩村の伝統芸能である「浦安の舞」「真狩祝い太鼓」などは、後世に残す大切な伝統・文化として考えて

おります。

イベントや学校教育を通じ、観て・触れて・体験できる機会を設け、ふるさとへの愛着と誇りを高め、後継者の育成、保存・継承に努めてまいります。

「羊蹄ふるさと館」は、真狩村の歴史・文化を保存する貴重な施設であり、村の大切な財産として考えております。その活用を含め、より多くの人たちにご利用いただくためには、展示方法やイベントなど新たな取組が必要と思われ

ます。

平成31年度は、手作りでありますがPRを含めた館内パンフレットを作成し、さらには開館日の時期・期間など検討してまいります。

また、北海道博物館協会を

通じ、他町村との交流、情報を交換するとともに、資料の貸借・展示など村民の皆様が、幅広く芸術文化に触れ、親しんでいただくよう取組んでまいります。

スポーツの振興

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、他者を尊重し、協働する精神を培うとともに、人々との交流、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものと考えて

しております。

部活動、スポーツ少年団活動を含む、各スポーツ団体への支援、全道大会以上の出場に対する助成とともに、1年を通して、著しく活躍された団体・個人への表彰はじめ、各種スポーツ教室の開催、体力測定など村民のスポーツへの振興に努めてまいります。

また、冬季間のスポーツの推進を図るため、平成31年度から新たに小・中学生を対象とし、近隣スキー場のシーズン券への一部助成を行います。

スポーツの推進には、指導者育成が重要です。スポーツ少年団活動を通じ、指導者に必要な資格取得に向けた講習会などの参加に対する支援を進めてまいります。

村営プールの運営については、施設の老朽化などにより改修の時期を迎えており、今後の運営体制について協議・検討が必要となっておりま

す。

それら問題・課題に対応するため、村営プールを休館する中、今後の方向性を模索してまいります。

その間、スクールバスなどを運行し、近隣町村のプールを使用させていただくなど、子ども達には、極力支障のない対応とさせていただきますのでご理解とご協力を賜ります。

監査結果を公表します (第 30 - 3号)

地方自治法第 199 条第 9 項の規定によって、平成 30 年度第 3 回定例監査の結果を次のとおり公表します。

平成 31 年 2 月 13 日 真狩村監査委員 近藤 充
真狩村監査委員 印南 正治

- 1、監査年月日
平成 31 年 2 月 12 日 (1 日間)
- 2、監査場所
真狩村役場監査室
- 3、監査方法
関係書類の提出、職員への聴き取り調査
- 4、監査対象
税等滞納繰越金の徴収状況

対 象	所 管 課	監 査 項 目
税等滞納繰越金の徴収状況	税務課	村民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 法人村民税
	総務企画課	貸地料 貸家料
	住民課	後期高齢者医療保険料
	保育所	保育料
	建設課	公営住宅使用料 駐車場使用料 水道使用料 下水道使用料 下水道受益者分担金
	教育委員会	学校給食費 高校授業料 寄宿舎使用料 寄宿舎給食費 高校実験実習材料費

- 5、提出書類
監査対象項目に係る滞納額調書

6、監査の結果

今回の監査は、村税等の滞納徴収状況について、監査資料を各所管課等から提出を求め、関係職員からの説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。

12 月末日現在の村税等の滞納徴収状況について調査した結果、収入未済額合計は、前年度の同時期と比較すると 27.2%減少しており、過去 5 年間では最大の減少率となった。平成 29 年度決算額と比較しても 13.5%減少しており、職員の滞納事務に対する高い意識と相当な努力の成果が認められる。減少の要因として、税並びに住宅使用料、上下水道使用料の大幅な収納率の増加が挙げられる。

しかし、少額ではあるが、軽自動車税は年々増加傾向にあるので、注意を払われたい。また、高校関連の収入未済額が増加傾向にあるので、根気よく連絡・訪問するなどして、滞納徴収を図られたい。

また、新規滞納者の件数が増加しているため、今後も各課で連携を図りながら、滞納者に対してはこまめに連絡を取り、滞納額が増えないように、継続的に徴収事務に努められたい。

今後も、税については納税相談を積極的に行い、徴収が困難と判断される場合は後志広域連合に相談するなどして、更なる適正な滞納整理に努められたい。

国民健康保険税率のお知らせ

1. 国民健康保険税率

平成30年4月から国保の財政運営の責任主体として、北海道が国保の保険者に加わりました。

この国保の都道府県化に伴い、財政基盤が安定し、医療費増加リスクを全道で分散させていくことができるようになりました。道としては、今後も全道で同じ水準の保険税をめざしていきます。

そのため、道は国保事業納付金に充当するため、道内の市町村に標準保険料率を示し、村はそれを参考に保険税率を決定することとなっています。

このたび、平成31年度の国保税率が決定しましたのでお知らせします。

また、国の制度改正に伴い、保険税の軽減制度の所得基準額も拡大になりました。

平成32年度以降の税率については、国や道の動向を見極めながら、道が示す標準保険料率を参考に、引続き、村で税率を決定する予定です。

		平成31年度	平成30年度
医療分	所得割 (世帯の被保険者の所得(合算))	8.14%	8.03%
	均等割 (国保被保険者数当たり)	30,693円	30,149円
	平等割 (世帯当たり)	21,056円	20,895円
	限度額 (1世帯当たり上限額)	58万円	54万円
後期支援分	所得割 (世帯の被保険者の所得(合算))	2.46%	2.47%
	均等割 (国保被保険者数当たり)	9,481円	9,419円
	平等割 (世帯当たり)	6,504円	6,528円
	限度額 (1世帯当たり上限額)	19万円	19万円
介護分 *40歳～65歳 未満	所得割 (世帯の被保険者*の所得(合算))	1.76%	1.82%
	均等割 (国保被保険者数当たり)	9,153円	9,381円
	平等割 (世帯当たり)	4,720円	4,859円
	限度額 (1世帯当たり上限額)	16万円	16万円
合計	所得割 (世帯の所得の合計額)	12.36%	12.32%
	均等割 (国保被保険者数当たり)	49,327円	48,949円
	平等割 (世帯当たり)	32,280円	32,282円
	限度額 (1世帯当たり上限額)	93万円	89万円

2. 軽減判定所得について

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割・平等割を減額し、負担を軽くする軽減制度があります。このたび、軽減判定所得基準額が拡大になりました。(表の下線部分)

	平成31年度	平成30年度
7割軽減	世帯の所得の合計額が33万円以下	世帯の所得の合計額が33万円以下
5割軽減	世帯の所得の合計額が 33万円+(28万円×被保険者数 及び特定同一世帯所属者数)以下	世帯の所得の合計額が 33万円+(27.5万円×被保険者数 及び特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	世帯の所得の合計額が 33万円+(51万円×被保険者数 及び特定同一世帯所属者数)以下	世帯の所得の合計額が 33万円+(50万円×被保険者数 及び特定同一世帯所属者数)以下

お問合せ 住民課医療保険係 (TEL: 45-3612)

■ 児童扶養手当額・特別児童扶養手当額の改定について

平成31年4月から児童扶養手当額及び特別児童扶養手当額が以下のとおり改定されます。

◆児童扶養手当

○子ども1人の場合

全部支給：月額 42,910 円、一部支給：月額 42,900 円～ 10,120 円

○子ども2人以上の加算額

2人目～全部支給：月額 10,140 円、一部支給：月額 10,130 円～ 5,070 円

3人目以降1人につき～全部支給：月額 6,080 円、一部支給：月額 6,070 円～ 3,040 円

◆特別児童扶養手当

1級：月額 52,200 円 2級：月額 34,770 円

お問合せ 住民課福祉係 (TEL: 45-3612)

● 平成31年度固定資産縦覧のお知らせ ●

真狩村内に土地又は家屋を所有している固定資産税の納税者の方は、7月25日までの間、土地・家屋の固定資産課税台帳及び名寄帳の閲覧をすることができます。

課税台帳及び名寄帳には、その所在地・地目(家屋には種類や構造)・地積(家屋は床面積)・評価額・課税標準額等が記載されています。

◆縦覧期間 平成31年7月25日(木)まで

◆縦覧時間 午前9時から午後5時まで(ただし、土・日・祝日除く。)

◆縦覧場所 真狩村役場税務課

お問合せ 税務課固定資産税係 (TEL: 45-3611)

介護をしながら働く皆さん、仕事と介護の両立支援制度を活用しましょう！

継続的に介護を行うためには、経済的な負担が避けられません。また、介護が終了した後の生活を視野に入れて考えても、経済的基盤は重要です。

介護に直面しても、すぐに退職することなく、仕事と介護を両立するための制度を活用して、介護をしながら仕事を続ける方法を探ってみましょう。

厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112622.html>) では、介護保険制度や介護休業制度等について情報提供を行っています。確認の上、会社の人事労務担当者に相談してみましょう。

●育児・介護休業法で定められた制度

①介護休業制度

介護が必要な家族1人について、通算して93日まで、3回を上限として分割して取得できます。また、介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険（ハローワーク）から休業前の賃金の67%が支給されます。

②介護休暇制度

介護その他の世話をを行うため、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、年次有給休暇とは別に1日又は半日単位（所定労働時間の2分の1）で取得できます。

③介護のための短時間勤務等の制度

事業主は、介護が必要な家族1人につき、利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な以下のいずれかの制度を作らなければならないことになっていますので、就業規則で確認の上、利用しましょう。

- A 短時間勤務の制度
- B フレックスタイム制度
- C 時差出勤の制度
- D 介護サービスの費用の助成

☎北海道労働局雇用環境・均等部指導課 TEL：011-709-2715

北海道苦情審査委員制度のお知らせ

北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、北海道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。審査の結果、北海道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、北海道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

苦情申立の窓口は、北海道庁の「道政相談センター」か後志総合振興局の総務課で、苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。ホームページからでも申立書をダウンロードできます（北海道トップページ「総合案内」の「道政相談等の窓口」→「2 苦情審査委員の窓口」の「道政に関する苦情申立ては、北海道苦情審査委員へ」→「4 苦情申立てについて（申立書はこちら）」）。申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。また、郵送、FAX、メールでも申立てができます。

☎北海道総合政策部知事室道政相談センター 後志総合振興局総務課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL：011-204-5523 FAX：011-241-8181 TEL：0136-23-1317 FAX：0136-22-5834
Mail：kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

4月は未成年者飲酒防止強調月間です！

成長過程にある未成年者（20歳未満の者）の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

未成年がお酒を
飲んではいけない
5つの理由

1. 脳の機能を低下させる恐れがあります。
2. 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
3. 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります
4. アルコール依存症になりやすくなります
5. 未成年の飲酒を禁じる法律（未成年者飲酒禁止法）があります。

登記・相続に関するQ&A

◆第2回「誰が相続人になるの？（1）」

Q 夫が亡くなりました。相続登記の手続きをしたいけど、誰のハンコが必要になるの？

A 相続権のある者全員で話し合いをし、書類に実印を押印してもらう必要があります。その範囲は法律で次のように定められています。

① 子がいる場合・・・妻と子

先に亡くなっている子がいる場合は、その孫に相続権があります。子も孫も先に亡くなっているときにはひ孫と続きます。

② 子はおらず夫の父母がいる場合・・・妻と夫の父母

父母がともに先に亡くなっているときは祖父母と続きます。

③ 子はおらず夫の父母や祖父母も先に亡くなっている場合・・・妻と夫の兄弟姉妹

先に亡くなった兄弟姉妹がいる場合は、甥姪まで相続権があります。

※養子や養父母がいる場合は、実子や実父母と同じ相続権があります。

ご不明な点は、法務局へお気軽にお問合せください。

次回も引続き「誰が相続人になるの？」をテーマにご案内します。

札幌法務局倶知安支局 TEL：0136-22-0232 ホームページ：<http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、北海道労働局又は小樽労働基準監督署倶知安支署にご相談ください。

北海道労働局労働基準部労災補償課 TEL：011-709-2311

小樽労働基準監督署倶知安支署 TEL：0136-22-0206

ゴールデンウィークの歯科当番病院

月日	診療時間	病院名
4月29日	午前9時から 午後0時まで	伊藤歯科医院（倶知安町北1条西2丁目20番地）TEL：0136-22-1595
5月1日		喜茂別歯科（喜茂別町字喜茂別120番地1）TEL：0136-31-2511
5月3日		京極ようてい歯科（京極町京極216番地）TEL：0136-41-2222
5月5日		ロイヤル歯科医院（倶知安町北1条西3丁目8番地1）TEL：0136-22-5585

●自衛官を募集します●

募集種目		受験資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生（第1回）	男子	18歳以上 33歳未満の者	4月1日～6月3日	6月8日～10日
	女子			6月9日・10日
一般曹候補生（第1回）			3月1日～5月15日	1次：5月25日

倶知安地域事務所 TEL：0136-23-3540

2 / 10 全日本スノーモビル選手権開催



緑岡の真狩特設コースにて、全日本スノーモビル選手権第1戦真狩大会が開催されました。多くの方が観戦に訪れ、エンジン音や雪煙に興奮するとともに、選手へは熱い歓声を送っていました。村からは藤川淳さん（字光）が出場しました。

2 / 21 祝 100 歳！

大正8年2月21日生まれの鶴川キミ子さんが、この度100歳を迎えられ、北海道福心会真狩羊蹄園で皆さんとお祝いしました。村からは、お祝いやお花を贈呈しました。

これからも長生きしてください。誠におめでとうございます。



2 / 8 除雪ボランティア

真狩高校では社会教育の一環として、除雪に困っている高齢者宅や公共施設等の除雪ボランティアを行っています。

天候が悪い中、一生懸命に頑張ってくれた生徒達のおかげで家の周りや車庫などはきれいに雪が片づけられました。

除雪をお願いした方は、「助かりました」と大変嬉しそうでした。

2 / 28 マッカリーナで
3 / 11 味覚教室&マナー教室

毎年、卒業を控えた村の小学6年生、中学3年生を対象にマッカリーナさんのご厚意で、食事会が行われています。

小学生には色々な味を知ってもらいたいと普段の生活では味わうことのない調理方法や調味料による味覚教室を、中学生には将来レストランで食事をするための基礎的なテーブルマナー教室が行われ、子ども達は高級な雰囲気緊張しつつも食事を楽しんでいました。



3 / 2

第4回全道歌うまい王 決定戦 in まっかり



真狩村を楽しむ会（代表：影山尚史氏）主催のチャリティーイベント「全道歌うまい王決定戦 in まっかり」が開催されました。

全道各地から35名の歌自慢が集まり、素晴らしい歌声が観客や審査員の心に響きました。

輝かしい栄冠を手にしたのは、初参加の三好直樹さん（浦河町）でした。おめでとうございます。

2 / 23

ソフトバレーボール大会開催

真狩村民ソフトバレーボール有志の会（代表：山上忠彦氏）主催の第22回真狩村民ソフトバレーボール大会が開催され、15チーム77名が参加しました。

日頃から部活動やサークルでバレーボールを楽しむ中学生以上の村民や、近隣町村チームの参加もありました。年々ハイレベルになっていく大会で、今回も壮絶な熱戦を繰り広げました。



3 / 16

地域クラウド交流会



真狩地域クラウド交流会実行委員会主催のもと、「第2回真狩地域クラウド交流会」が開催されました。

地域クラウド交流会とは、地域住民が起業家の応援を通じて地域活性化を目指すイベントのことで、地域のビジネスの活性化に繋がることを目標に実施されています。

起業家5名によるプレゼンテーションが行われ、応援したい方に投票すると、「交流型クラウドファンディング」という方法で資金が届けられます。

3 / 13

税のポスターで入賞

道税の啓発事業の一環として「第33回全道中学生の税をテーマとしたポスター募集」が実施され、真狩中学校では1・2年生全員が冬休みの課題として取り組み、5名の生徒が入賞しました。

●北海道知事賞入選

2年生 福田 つぐみ さん

●北海道教育委員会教育長賞入選

2年生 高谷 和花 さん

2年生 マッケンジー 佳蘭 さん

●北海道後志総合振興局長賞入選

2年生 佐々木 颯一郎 さん

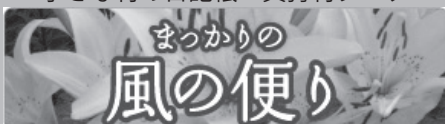
●北海道教育庁後志教育局長賞入選

2年生 佐々木 ひな太 さん



村の話題を毎日お伝えします！

小さな村の日記帳・真狩村ブログ



真狩村ホームページ
(<http://www.makari.lg.jp>)
から、クリックして
ご覧ください。

防災無線の放送内容など暮らしの情報

真狩村 Facebook ページ



平成30年度 スポーツ表彰式

昨年、スポーツにおいて優秀な成績を収められた方の表彰式が、2月26日、公民館にて行われました。表彰された団体及び個人は次のとおりです。



お問い合わせは教育委員会へ
TEL45-3336, FAX45-3338

○スポーツ賞

真狩バレーボール少年団
真狩高校男子バレーボール部
真狩高校女子バレーボール部
馬淵 紘人 (平成29年度真狩中学校
卒業生：クロスカントリー)



○スポーツ奨励賞

真狩中学校バレーボール部
真狩中学校バドミントン部
佐々木 ひなた (真狩中学校：クロスカントリー)
神 幸太朗 (真狩中学校：陸上・クロスカントリー)
印南 亜久里 (真狩中学校：バドミントン)

*敬称略・順不同・個人は在籍時に表彰となった学校



後志スポーツ少年団本部指導者・母集団研修会 (後志スポーツ少年団本部主催) が3月16日、真狩村公民館で開催されました。

この研修会は、後志管内のスポーツ活動を推進するため、講演会等を通じてスポーツに必要な知識を習得することでスポーツ指導者・母集団の資質向上を図ることを目的に開催されるものです。

今回は真狩村が主管ということで、メンタルトレーニングをテーマに、北海道体育協会理事でスポーツメンタルトレーナーの吉田聡美氏を講師に迎え、「実力発揮のためのメンタルトレーニング～効果的な言葉がけの方法～」と題して講演会を開催しました。

トリノオリンピックやロンドンオリンピックに帯同したことのある吉田さんの講演は非常に具体的でわかりやすく、スポーツの世界はもちろん実際の社会現場でも役に立つ内容に村内や近隣町村から参加した14名の参加者は熱心に聞き入っていました。

後志スポーツ少年団本部 指導者・母集団研修会開催



真狩高校学校開放講座が 開催されました！

真狩高校の機能を開放して毎年多様な学習機会を提供している、真狩高校学校開放講座が3月19日、20日に開催されました。

19日は、昨年、一昨年と好評だった英会話講座を今年度も開催しました。講師には真狩村英語指導助手のローラ・ブルックス先生とマルコム・マクギネス先生が務め、ジェスチャーでどのような英文が書かれているか当てるゲームや英語の早口言葉など、参加者は少なめでしたが、とても楽しい英会話講座となりました。

20日はお菓子作りということで、今回は高校の販売会でも人気の高いサンマルクを作りました。真狩高校の先生方の指導の下、クリームを作ってスポンジの上に絞り出す作業やガスバーナーを使って砂糖を焦がしたりする作業など、参加者それぞれ美味しそうなサンマルクを作っていました。



☆☆まっかりっこおすすめ本☆☆

真狩中学校3年生からの紹介！

「恋するいきもの図鑑」今泉忠明

この本は、いろんな生物の恋の仕方や、告白の仕方、プレゼントの渡し方、アピールの仕方が書いてある本です。生物の住んでいるところや大きさ、分類などがのっているほか、人間に例えて書かれているところもあり、とても分かりやすい本になっています。ぜひ読んでみてください。



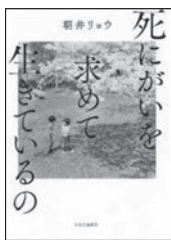
詳しくは、公民館図書室にある
新着本リストをご覧ください！

◆◆図書室の新しい本◆◆

「死にがいを求めて生きているの」

朝井リョウ

植物状態のままで眠る智也と、献身的に見守る雄介。2人の間に横たわる真実とは？看護師・転校生・大学生・中年ディレクター、交わるはずのない点と点が、2人をなぞる線になるとき、目隠しをされた平成という時代の闇が露わになる！



◆◆◆ 文芸 ◆◆◆

- 「ノースライト」横山秀夫
- 「傲慢と善良」辻村深月
- 「魔眼の匣の殺人」今村昌弘
- 「発見」阿部智里
- 「木曜日の子ども」重松清
- 「混物語」西尾維新
- 「夢も見ずに眠った」絲山秋子
- 「新章 神様のカルテ」夏川草介
- 「麦本三步の好きなもの」住野よる
- 「傑作はまだ」瀬尾まいこ

◆◆◆ 絵本・児童書 ◆◆◆

- 「ぬにゅ〜ぼんぼん」ちかつたけお
- 「はっくしょん」ザ・キャビンカンパニー
- 「こんとん」夢枕獏【作】松本大洋【絵】
- 「ぼんだんす」やまぐちりりこ【文】すがわらけいこ【絵】
- 「ことばのあそびのたび」
谷川俊太郎 / はせみつこ【作】桑原伸之【絵】

- 「むれ」ひろたあきら
- 「寄生虫のサバイバル」韓賢東
- 「名探偵テスとミナ」【著】村上利佳【訳】
- 「マンガ名言で読む感動の偉人伝」学研プラス
- 「国別大図解 世界の地理」井田仁康

◆◆◆ その他 ◆◆◆

- 「稚心を去る - 一流とそれ以外の差はどこにあるのか」栗山英樹
- 「ヤバいほど日本語知らないんだけど」前田安正
- 「天才を殺す凡人」北野唯我
- 「樹木希林 120 の遺言」樹木希林
- 「知りたくないではすまされない」江崎道朗
- 「忙しいママのための七田式「自分で学ぶ子」の育て方」七田厚
- 「このゴミは収集できません」滝沢秀一
- 「母を亡くした時、僕は遺骨を食べたいと思った」宮川サトシ
- 「胎児のはなし」最相葉月 / 増崎英明
- 「頑固なかゆみもアトピーも1分肌活で必ず良くなる」豊田雅彦

公民館図書室だより



■開館 火～日曜日

午前9時～午後9時

■貸出 1人10冊、14日間

※図書室に係が不在時は、教育委員会事務局へお越しください。

平成31年も間もなく終わりを迎え、5月から新しい元号に変わります。平成生まれの私も少し昔の人間になった気分になり、ちょっと寂しいような気持ちになります。3月には、平成時代を駆け抜けたスターの1人であるイチロー選手が引退を表明し、世間をにぎわせましたね。「後悔などあろうはずがありません」と堂々と話す姿は、本当に格好よかったです。

話は変わりますが、先日研修会に参加し、ある図書館長の講演を聞きました。話の中で、図書館に完成形や理想形はなく、住民とともに成長するものであり、オーダーメイドである。と話されていました。まっかりの図書室も地域に根ざし、村民の皆様と共に作り上げていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い致します！

インターネットを無料で利用できる
パソコンを1台設置しています。
調べものなどにご活用ください。



おすすめの本

「父と私の桜尾通り商店街」

今村夏子



桜尾通り商店街のはずれでパン屋を営む父と主人公の娘は、その不器用さから商店街の振興組合からもはずれ、店は開店休業の状態である。いよいよ店をたたむと決めたある日、ひとりの女性が来店した。女性は商店街でパン屋を開くという…。その女性の出現で漫然と毎日を過ごしていた主人公の心に変化が生まれ、そしてある行動に出ます。不条理な人生を生きるか弱き主人公の隠れた強さから、行動の変化の兆しが見えた時、ちょっと昨日とは違う行動をしてみようか、そんな気持ちにさせられます。表題作のほか、日常に見え隠れするやるせなさや不気味さが描かれた6編からなる短編集。どのお話もあたたかさもあるけどどこか切ない不穏さもある、でも穏やかな味もある。何とも言えない余韻が残る作品です。



平成 31 年度の保健事業をお知らせします

事業名	対象及び内容	日程	
女性の がん 検診	子宮がん検診 ○20歳以上の女性で2年に1度受けられます (無料クーポン対象者:21歳、26歳、31歳、36歳になる方) ○子宮体部がん検診の対象は、50歳以上で自覚症状のある方です ○経膈エコー検査は希望者のみで実費になります	4月18日	
	乳がん検診 ○40歳以上の女性で2年に1度受けられます (無料クーポン対象者:41歳、46歳、51歳、56歳になる方)	2月7日	
生活 習慣 病 健診 ・ がん 検診	特定健診 ○40～74歳までの国民健康保険加入者	5月17日 12月19日 12月20日	
	若年者健診 ○25歳以上40歳未満の男女		
	高齢者の健康診査 ○75歳以上の男女		
	胃がん検診 ○30歳以上の男女		
	肺がん検診 ○30歳以上の男女 ○喫煙歴のある方や自覚症状のある方は喀痰検査をお勧めします		
	大腸がん検診 ○30歳以上の男女 (無料クーポン対象者41歳、46歳、51歳、56歳、61歳になる方)		
	前立腺がん検診 ○50歳以上の男性で希望者のみです		
	肝炎検査 ○初めて受ける41歳、46歳、51歳、56歳、61歳、66歳、71歳になる方は無料です		
	巡回ミニドック ○農協組合員の方々が受けられる生活習慣病健診・がん検診です ○生活習慣病健診、がん検診を受けられた方を対象に結果説明を行います	2月14日	
	結果報告会	6月25日 6月26日 1月30日 1月31日 2月4日 3月19日	
歯科 保 健 事 業	歯ッピー健診 ○全村民の歯と歯ぐきの健診です	8月24日 2月22日	
	フッ素塗布事業 ○1歳から小学生までのお子さんが対象です	4月9日 10月10日	
	むし歯予防教室 ○4歳児とその保護者が対象です	2月下旬	
母子 保 健 事 業	乳児健康診査 ○生後3か月から1歳頃までのお子さんが対象です ○ブックスタート事業も行っております ○小児科医の診察、栄養指導、歯科指導が受けられます	5月9日 8月8日 11月12日 2月13日	
	乳児健康相談 ○生後3か月から1歳2ヶ月までのお子さんが対象です ○栄養指導が受けられます	6月6日 7月4日 9月5日 12月5日 1月9日 3月5日	
	妊婦学級 ○妊娠届提出者全員が対象です。妊娠届提出時に希望を伺います	5、8、1月頃	
	幼児健康診査	○1歳6か月健康診査 平成29年4月5日～平成29年10月9日生まれのお子さんが対象です ○3歳児健康診査 平成27年10月5日～平成28年4月9日生まれのお子さんが対象です	4月9日
		○1歳6か月健康診査 平成29年10月10日～平成30年4月10日生まれのお子さんが対象です ○3歳児健康診査 平成28年4月10日～平成28年10月10日生まれのお子さんが対象です	10月10日
エキノコックス症検診 ○小学3年生以上の全住民が受けられます	8月上旬		
結核検診 ○65歳以上の全住民が受けられます	5月17日		
献血 ○16歳以上65歳以下の全住民が受けられます	8月22日 12月20日		
ふまねっとクラブ ○一般住民の方が対象です	第1・3水曜日		
健康 増 進 事 業	ミニ健康講座 ○健康管理に役立つ栄養や運動のお話をします ○一般住民の方が対象です	4月25日 5月23日 10月23日 11月27日	
	ウォーキング事業 ○5～8月は村内の4～5km程度のコースを歩きます ○2月はかんじきウォーキングを行います ○一般住民の方が対象です	5月24日 6月14日 7月12日 8月23日 2月21日	

*詳細については、住民課保健係 (TEL 45-3612) へお問い合わせください。

発信★子育て支援情報

真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」



- ◆時間
月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
・あそびのひろば 10：00～16：30
・子育て相談 8：45～17：30
- ◆場所 真狩村字真狩 49-1
- ◆連絡先 TEL45-2181 FAX45-3528
e-mail sien_yuyu@vill.makkari.lg.jp

子育て支援センターゆうゆうの様子

平成30年度の終わりを迎え、この1年間子育て支援のお手伝いをしてきました。親子で色々な遊具で遊びを楽しんだり、お母さん同士の交流もしながら、楽しいひと時を過ごされていました。

また、子育て講座にもたくさんの方が参加され、子育て中のお母さん達にとって力強いサポートになったと思います。

いよいよ新年度が始まります。これからもあそびのひろばでの交流や仲間作りの場としてどうぞご利用ください。



2/22 子育て講座

「お母さんが知ってあいたほうがいい母乳育児」

妊婦さんや子育て中のお母さんが参加され、「母乳育児」のお話を聞きました。普段の悩みや不安に思っている事が解決できる内容でとても参考になった講座でした。



広いスペースで走りまわったり、ボールで遊んだりできまあよ～～



何を作っているのかな～??



●子育てメモ おもちゃであそぼう「プラステン」



青・緑・黄・赤・白木の五色のコマが各10個。小さい子どもはそれを紐に通したり棒に刺して遊びます。遊びながら数と量の概念を理解していくことができる玩具です。

●おすすめ絵本



「とりかえっこ とりかえっこ」(ふくだじゅんこ)

りんご、みかん、バナナ、メロンが洋服を脱いでほかの果物ととりかえっこするお話です。出てくる果物達のユニークな表情がとっても面白く、何回も読みたくなる絵本です。

真狩村人事

※（ ）は前職

3月31日付

【村長部局】

■退職辞令

本間 亨（総務企画課企画調整係長）

4月1日付

【村長部局】

■総務企画課参事兼企画調整係長
酒井 秀利（総務企画課参事）

■建設課土木建築係兼管理係
横山 竜也（新規採用）

■産業課耕地係
長谷川 斎（再任用）

■羊蹄山ろく消防組合真狩支署
支署長
山上 忠彦（二七〇支署）

■消防団係兼庶務係
鈴木 航平（留寿都支署）

■機械係兼消防係兼予防係
松田 廉（二七〇支署）

■羊蹄山ろく消防組合二七〇支署
支署長
加賀谷 光広（真狩支署）

■羊蹄山ろく消防組合留寿都支署
機械係長兼消防係主任
原田 一也（真狩支署）

■消防係兼庶務係
荒川 廉（真狩支署）

よろしくお願ひします
新人です（4月1日付採用）

建設課土木建築係兼管理係
横山 竜也



お世話になりました

（3月31日付退職）

本間 亨

（総務企画課企画調整係長）



先生の異動をお知らせします（4月1日付）

よろしくお願ひします

※（ ）は前任地

◆真狩小学校

校長 水口 正紀

（泊村立泊小学校）

教諭 岡田 亜希子

（但知安町立北陽小学校）

教諭 松本 純一

（真狩村立真狩小学校期限付）

栄養教諭 酒井 さゆり

（京極町立京極小学校）

◆御保内小学校

校長 高野 秀樹

（黒松内町立白井川小学校）

教諭 金本 真一

（岩内町立岩内東小学校）

養護教諭 山田 美子

（喜茂別町立鈴川小学校）

◆真狩中学校

教頭 青木 真一

（岩内町立岩内第二中学校）

教諭 佐々木 陽子

（二七〇町立二七〇中学校）

教諭 笠島 緑

（新規採用）

◆真狩高等学校

教諭 新林 和則

（静内農業高等学校）

教諭 濱野 浩佑

（新規採用）

教諭 三木 崇裕

（期限付採用）

教諭 富田 洸弥

（期限付採用）

お世話になりました

※（ ）は後任地

◆真狩小学校

校長 齋藤 信之

（岩内町立岩内東小学校）

教諭 森川 智恵子

（但知安町立東小学校）

栄養教諭 福井 隆子

（京極町立京極小学校）

◆御保内小学校

校長 丹川 義之

（余市町立登小学校）

教諭 八重樫 幸一

（赤井川村立都小学校）

◆真狩中学校

教頭 柴山 理香

（小樽市立潮見台中学校）

期限付教諭 燕 優大

（二七〇町立二七〇中学校）

◆真狩高等学校

教諭 小名 孝雪

（深川東高等学校）

教諭 岡部 久人

（追分高等学校）

期限付教諭 物藏 幸輝

（静内農業高等学校）

出張年金相談を
ご利用ください

◆予約制です

閩小樽年金事務所お客様相談室

TEL 0134-65-5002

◆予約申込時に次のことを確認

認めます

①基礎年金番号（年金手帳や

年金証書など、基礎年金番号

がわかるもの）

②相談内容

③希望日時（先着順です）

会場・時間	日 程
後志労働福祉センター （倶知安町） 午前10時30分から 午後3時30分まで	4月18日、5月16日、6月20日、 7月18日、8月22日、9月19日、 10月17日、11月21日、12月19日、 1月16日、2月20日、3月19日
岩内地方文化センター （岩内町） 午前10時30分から 午後4時まで	4月25日、5月23日、6月27日、 7月25日、8月29日、9月26日、 10月24日、11月28日、12月24日、 1月23日、2月25日、3月24日

お知らせ

消費税軽減税率制度

説明会開催のお知らせ

次の内容の説明会を開催します。

- ①軽減税率制度（対象品目、帳簿・請求書等の記載方法など）の概要
- ②適格請求書等保存方法（インボイス制度）の概要
- ③軽減税率制度に対応するための中小事業者への支援措置について

参加には事前申込が必要で
す。平成31年4月17日午後5
時までに左記問い合わせ先へ
お申込みください。

☎全ての事業者の方
平成31年4月19日午前11時
からと午後1時30分から

平成31年4月22日午前11時
からと午後1時30分から

※どれも1時間程度で定員30名
陽倶知安税務署会議室（倶知
安町南1条東3丁目1番地俱
知安地方合同庁舎2階）

☎俱知安税務署総務課

TEL 0136・25・1009

経済センサス基礎調査

実施のお知らせ

詳しくは関係機関に
お問い合わせください

この調査は、我が国すべての
の産業分野における事業所の
活動状態等の基本的構造を全
国及び地域別に明らかにする
とともに、事業所・企業を対
象とする各種統計調査の母集
団情報を整備することを目的
としています。

調査は、調査員が事業所の
活動状態を实地に確認し、新
たに把握した事業所など一部
の事業所には調査票を配布す
ることにより実施します。
皆様の調査へのご理解・ご
回答をよろしく願います。

国家公務員採用試験の

お知らせ

○一般職試験（大卒程度）の
インターネット申込期間は、
平成31年4月5日から4月17
日まで

○一般職試験（高卒者・社会
人）のインターネット申込期
間は、平成31年6月17日から

6月26日まで

◆申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

☎人事院北海道事務局第二課
試験係

TEL 011・241・1248

平成31年度

「協会けんぽの健診」

協会けんぽ北海道支部では
年度内に1回、加入者の皆様
の健診費用の一部を補助して
います。35歳から74歳の被保
険者（ご本人）さまへは、が
ん検診を含めた充実した健診
項目の「生活習慣病予防健診」
を、40歳から74歳の被扶養者
（ご家族）さまへは、メタボ
リックシンドロームに着目し
た「特定健康診査」の2つの
健診を用意しています。

生活習慣病の予防と早期発
見・早期治療のためにも年
1度は健診を受けましょう！
☎全国健康保険協会（協会けん
ぽ）北海道支部

TEL 011・726・0352

平成31年度調理師試験の

実施について

次のとおり実施します。

☎平成31年8月21日（水）

場札幌市

☎学校教育法第57条に規定す
る者で、食品衛生法施行令に
掲げる営業において2年以上
調理業務に従事した者。詳細
は保健所で確認して下さい。

☎平成31年5月13日（月）か
ら5月24日（金）まで

※願書は、保健所で受取る
か、道ホームページからダウ
ンロードして下さい。

☎俱知安保健所企画総務課企画係
TEL 0136・23・1952

平成31年度当番病院のお知らせ

当番病院は俱知安厚生病院です。
（俱知安町北4条東1丁目 TEL：0136-22-1141）
夜間……………午後5時から午後9時まで
土曜日……………午後0時から午後5時まで
休日……………午前9時から午後5時まで
救急・急病…24時間対応

まちの事件簿

～地域安全ニュース～

事件関係

・1月、2月中に犯罪の認知はありません
でした。

交通事故

- ・1月16日、道道豊浦京極線においてア
イスバーン路面によってスリップし路外逸
脱する事故が発生しました。
- ・2月1日、道道岩内洞爺線において、吹
雪による視界不良のため、正面衝突する事
故が発生しました。

2月末交通事故発生状況

区分	年別	31年	30年
人身		1件	3件
物損		17件	18件
死者		0名	0名

真狩村防犯協会・俱知安警察署

人の動き

こんにちはよろしく

真狩 近井 真緒
3/5(大介)



いつまでもお幸せに



ご冥福をお祈りします

泉 石川 得一 2/7 (92歳)
桜川 村中 スヨ 3/5 (89歳)
真狩 橋田 好江 3/12 (93歳)
豊川 山下 シゲ子 3/20 (92歳)

世帯と人口 (3月末日現在)

前月末比
世帯 953戸 (-8)
人口 2,065人 (-26)
(男) 1,026人 (-10)
(女) 1,039人 (-16)

行政への苦情は行政相談委員へ

行政とのパイプ役を務めておりますので、行政に対する苦情や要望、困っていることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

真狩村行政相談委員 大西正則
真狩村字社 23 番地 22 (TEL45-2919)

ご利用ください

ようてい地域消費生活相談窓口

相談専用電話 0136-44-1600

平日 午前8時40分~午後5時15分

悪徳商法や商品の安全性などのご相談に専門相談員が対応します。お気軽にご相談ください。(従来どおり役場総務企画課総務係でも相談できます。)

しりべし弁護士相談センター

後志地域のみなさんの法律相談をお受けします

4月の相談日程

3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水)

5月の相談日程

8日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水)

- 事前予約制
- 予約受付 平日午前10時~午後4時
- 電話 0135(62)8373

ふるさと文芸

土・日の真狩温泉混みあって
他国語飛び交うまるで外国

大廣キヨノ

真狩の村歌があるとは知らずして

初めて聞いた芸能発表

気田 シナ

ちっぽけな館に店を構えてる

どこか淋しげな唄の姿

谷口安佐子

給餌する足音だけで寄ってくる

放流まちなな鮭の稚魚たち

仁司 雅子

友が来て話に花咲き声高に

しゃべくり笑い今日は花丸

池田 チセ

母と言ひ母さんと呼びおふくると

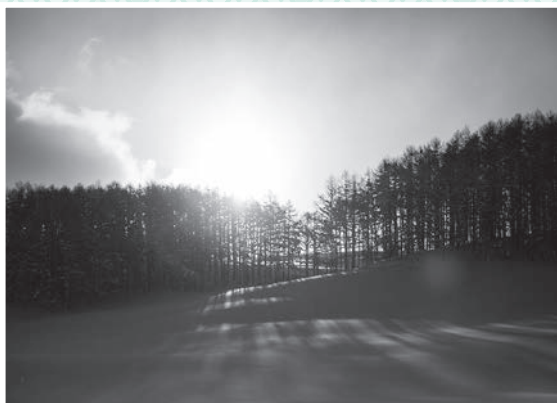
心ほっこり寄り添い歩む

池田 清美

一斉に春へ駆け出すかの如く

カラフルシューズの並ぶ店先

筒井 淑子



撮影・二階堂茂樹さん